

福岡県公報

令和 4 年 11 月 4 日
第 346 号

目次

告 示 (第945号 - 第950号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
公 告	
○建設業の許可の取消し	(建築指導課) …………… 3
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 3
○一般競争入札の実施	(財産活用課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8

告 示

福岡県告示第945号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
糸島市（次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第946号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第947号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡赤村大字赤字古野ノ下3890、3891、字迫ノ谷3892、3896の2、3906から3908まで、字竿3903

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古野ノ下3890・3891（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字迫ノ谷3892・3896の2・3906から3908まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字竿3903（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所

糸島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	中引 野線	前	中間市中間三丁目4141番3先から 中間市中間三丁目4156番1先まで	24.4 ～ 26.2	40.4
			後	中間市中間三丁目4141番3先から 中間市中間三丁目4156番1先まで	20.0 ～ 26.2	40.4

福岡県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	内手 殿光 線	前	福津市津丸866番2先から 福津市津丸852番3先まで	10.0 ～ 30.3	250.0
			後	福津市津丸866番2先から 福津市津丸852番3先まで	10.0 ～ 31.5	250.0

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和4年10月20日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
北部解体株式会社	北九州市八幡西区養福 寺町7-20	大石 武志	令和元年10月18日 福岡県知事許可（般-1） 第112733号

- 処分の内容
解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実

北部解体株式会社は、同社の代表取締役が、平成30年7月19日に福岡地方裁判所小倉支部から、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の規定違反により、懲役1年6月執行猶予3年の有罪判決を受け、同年8月3日にその刑が確定していたにもかかわらず、令和元年8月20日付けで提出した建設業許可申請書に、申請者、申請者の役員等が建設業法第8条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書を添付し、もって不正の手段により、令和元年10月18日付けで建設業法第3条第1項の許可を受けた。

このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当する。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県有施設（12施設）ガス供給
- 競争入札参加者の資格
(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数

- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
 - カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
 - キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
 - ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
 - セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和4年11月28日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行います。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達案件名
福岡県有施設（12施設）ガス供給
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書のとおり
- (3) 契約期間
令和5年4月1日から令和7年4月30日まで
（供給期間：入札説明書のとおり）
- (4) 供給場所
入札説明書のとおり
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県が定める競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間内に次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟1階）
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
令和4年11月18日（金曜日）現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと

。また、開札時点において、次の(1)から(4)までの条件を満たすこと。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業者としての登録を受けている者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他（その他））で、「AA」の等級に格付けされている者（入札参加資格申請予定の者も含む。）

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県総務部財産活用課設備管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟9階）

（電話番号） 092-643-3091（ダイヤルイン）

（FAX） 092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要。また、落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付

(1) 期間

令和4年11月4日（金曜日）から令和4年12月16日（金曜日）までの福岡県の休日を含め、令和4年11月4日（金曜日）から令和4年12月16日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）でダウンロードによる交付も行う。

10 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札説明書のとおり

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出期限

令和4年11月18日（金曜日）午後5時00分

(4) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着。）で行う。

(5) その他

ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

エ 提出書類は返却しない。

11 仕様等に関する質疑応答

仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、受付場所への持参又は郵送により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

また、質問に対する回答は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、閲覧場所での閲覧に供する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

令和4年11月7日（月曜日）から令和4年12月7日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

令和4年12月12日（月曜日）午前9時00分から令和4年12月19日（月曜日）午後

5時00分まで

(4) 閲覧場所

5の部局とする。

(5) 閲覧期間

令和4年12月12日（月曜日）から令和4年12月19日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

12 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年12月19日（月曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着。）とする。

13 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局とする。

(2) 日時

令和4年12月20日（火曜日）午前10時00分

(3) 立会者

開札は、入札者又はその代理人の立会の元、行うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

14 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては、直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（年額ではなく、令和5年4月1日から令和7年4月30日までの契約期間に係る見積金額で、消費税等を含む。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とし、入札書提出期限の日以前から令和5年4月1日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書に限る。）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（契約単価に本契約において発注者が示した予定発注数量を乗じた額とする。年額ではなく、令和5年4月1日から令和7年4月30日までの契約期間に係る総額で、消費税等を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とし、契約締結日から令和7年4月30日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書に限る。）を提出する場合

(3) 契約の規模

(1)及び(2)における「同規模の契約」とは、見積金額又は契約金額（2年分）のうち、1年分に相当する金額の2割に相当する金額より高い金額（当該契約が複数年にわたる場合は、そのうち1年分の金額）の契約とする。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、14により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が15の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 最低制限価格の有無

無

18 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

19 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (4) その他、詳細は入札説明書による。

20 Summary

- (1) The name of the contract matter :
Gas to use in Fukuoka Prefectural Institution
- (2) Time Limit for Tender :
5 P. M., 19 December, 2022
- (3) Contact Point for the Notice :
Fukuoka Prefectural office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3091

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市稲吉字十野恵563番1から563番6まで及び564番1から564番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市東合川二丁目3番13号
もっと駅前不動産株式会社
代表取締役 加藤 孝浩